



門真市と学校法人大阪国際学園との連携に関する協定書

門真市と学校法人大阪国際学園は、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、学生・生徒等の若い力をまちづくりに活かすなど、地域の活性化、人材の育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 門真市と学校法人大阪国際学園は、次の事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 地域の政策課題に係る共同研究の推進
- (2) 学校教育及び地域教育の向上
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 人材の育成
- (5) 地域産業の振興及び新産業の創出
- (6) 地域の各種活動への参画の推進
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認められる連携・協力

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、門真市と学校法人大阪国際学園のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、門真市と学校法人大阪国際学園が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成24年9月3日

門真市中町1番1号

門真市長 園部 一成



守口市藤田町6丁目21番57号

学校法人 大阪国際学園

理事長 奥田 吾朗

